岩手労働局発表平成22年10月29日

職業安定部職業対策課

課長四谷次郎 担当地方障害者雇用担当官

四 役 富 雄

電 話 019-604-3005 (内)245

岩手県における障害者雇用状況の集計結果

(平成22年6月1日現在)

~民間企業の雇用障害者数は過去最高、実雇用率は初めて法定雇用率を上回る~

障害者の雇用の促進等に関する法律は、毎年6月1日現在における障害者(身体障害者、知的障害者及び精神障害者)の雇用状況について、一定規模以上の事業主から報告を求めている。

厚生労働本省では、平成22年6月1日現在における同報告を集計し、全国の結果をとりまとめ、 本日発表したところであるが、岩手県分の集計結果については、次のとおりである。

概要

[民間企業(56人以上規模)](法定雇用率 1.8%)

- 雇用障害者数は 2,147.5 人(対前年比 126.0 人(6.2%)増)と、過去最高
- 実雇用率は 1.86% (対前年比 0.08 ポイント上昇) で、初めて法定雇用率 (1.8%) を上回った。
- 法定雇用率を達成している企業の割合は53.2% (対前年比で2.0 ポイント増加)
- 産業別では、医療・福祉、製造業、教育・学習支援業の実雇用率が高く、建設業、運輸業、 製造業で法定雇用率達成企業の割合が高い。
- 企業規模別では、300人~499人、1,000人以上以外で、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合がともに上昇した。
- 0.5 人又は 1 人が不足している企業が全体の 73.2%を占めている。

[公的機関](法定雇用率 2.1%、都道府県などの教育委員会は 2.0%)

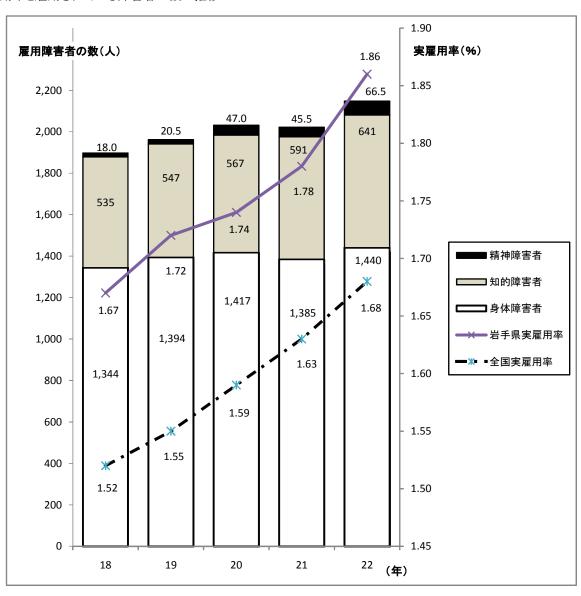
- 県の機関では、4機関中3機関(75.0%)で法定雇用率を達成している。 (前年は4機関のすべてが法定雇用率を達成していた。)
- 市町村の機関では、45機関中42機関(93.3%)が法定雇用率を達成している。 (前年は未達成機関が8機関であったが、今年は3機関に減少した。)
- 岩手県教育委員会については、実雇用率が 1.68%、不足数が 29.0 人となっており、改善は 進んでいるものの、法定雇用率とはまだ相当の開きがみられる。

〔未達成企業等に対する積極的な指導の実施〕

岩手労働局では、集計結果に基づき、法定雇用率の達成に向けて、未達成企業等に対する積極 的な指導を実施することとしている。

民間企業における障害者の雇用状況(グラフ)

実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



- 1、法定雇用率 1.8%
- 2、雇用義務のある企業 (56人以上規模の企業) についての集計である。

用語の解説

法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合 (法定雇用率)に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

一般の民間企業 ・・・・・・・ 1.8%

○ 民間企業・・・ (56人以上規模の企業)

特殊法人 ・・・・・・・・・ 2. 1%

(労働者数48人以上規模の特殊法人及び独立行政法人)

○ 国、地方公共団体 ・・・・・・・・・・・・・ 2. 1%

(48人以上規模の機関)

○ 都道府県等の教育委員会 ・・・・・・・・・ 2.0%

(50人以上規模の機関)

企業等における雇用障害者数 ≧ 法定雇用障害者数

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である(なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる。)。

「雇用障害者数」の計算方法

「企業等における雇用障害者数」は、次の表に従って計算される。

雇用労働者	障害の種類	障害の程度	算定数
	身体障害者	重 度	1人を2人として算定
学田兴图 老	分件桿吉有	重度以外	1人を1人として算定
常用労働者(短時間労働者を除く)	知的障害者	重 度	1人を2人として算定
(処所用力関行を例べ)	からりを与る	重度以外	1人を1人として算定
	精神障害者		1人を1人として算定
短時間労働者	身体障害者	重 度	1人を1人として算定
【1週の所定労働時間が20時間】	知的障害者	重 度	1人を1人として算定
以上30時間未満	精神障害者		1人を0.5人として算定

「法定雇用障害者数」の計算方法

「法定雇用障害者数」は、次の算式に従って計算される。

法定雇用障害者数 = 企業等全体の常用労働者(短時間労働者を除く)の総数 × 法定雇用率

「除外率設定業種に属する事業については、 除外率に相当する労働者数(1人未満は 切り捨て)を控除した数

除外率について

法定雇用障害者数算定の基礎となる常用労働者数の計算に当たっては、一定の業種に属する事業を行う 事業所の事業主については、その労働者から一定率に相当する労働者数を控除することとなる(前頁の「法 定雇用障害者数」の算式を参照のこと。)。

除外率設定業種	除外率
有機化学工業製品製造業 石油製品・石炭製品製造業 輸送用機械器具製造業(船舶製造・修理業及び船用機関製造業を除く)	5 %
その他の運輸に附帯するサービス業 (通関業、海運仲立業を除く) 電気業 郵便局	1 0
非鉄金属製造業(非鉄金属第1次製錬・精製業を除く) 船舶製造・修理業、船用機関製造業 航空運輸業 倉庫業 国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る)	1 5
採石業、砂・砂利・玉石採取業 窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る) その他の鉱業 水運業	2 0
非鉄金属第1次製錬・精製業 貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く)	2 5
建設業 鉄鋼業 道路貨物輸送業 郵便業(信書便事業を含む)	3 0
港湾運送業	3 5
鉄道業 医療業 高等教育機関	4 0
林業 (狩猟業を除く)	4 5
金属鉱業 児童福祉事業	5 0
特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く)	5 5
石炭・亜炭鉱業	6 0
道路旅客運送業 小学校	6 5
分子仪	7 0
船員等による船舶運航等の事業	9 0

1 民間企業における雇用状況

(1) 雇用されている障害者の数、実雇用率

区分		法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数	障害者の数	実雇用率	法定雇用率達成 企業の数	法定雇用率達成 企業の割合
岩 手	企業 726 (723)	115,327	人 2,147.5	1.86	386	53.2
	企業	(113,859) 人	(2,021.5)	(1.78)	(370) 企業	(51.2)
全 国	71,830	20,356,456	342,973.5	1.68	33,742	47.0
	(72, 328)	(20,441,198)	(332,811.5)	(1.63)	(32,891)	(45.5)

- 注1 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
 - 2 「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
 - 3 ()内は平成21年6月1日現在の数値である。 なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 産業別雇用状況

艾 米	企業数	法定雇用障害者	障害者の数	実雇用率	法定雇用率	法定雇用率
産業	正耒剱	数の算定の基礎と なる労働者数	障害有の数	夫 催用学	達成企業の 数	達成企業の 割合
	企業	人	人	%	企業	%
農・林・漁・鉱	± 7	692	9.0	1.30	4	57.1
辰· 你· 侃· 꽤 未	(7)	(673)	(11.0)	(1.63)	(5)	(71.4)
建設業	21	1,791	31.0	1.73	14	66.7
建 以 未	(23)	(1,947)	(26.0)	(1.34)	(12)	(52.2)
製 造 業	218	36,343	735.0	2.02	130	59.6
衣 坦 未	(215)	(36,089)	(712.0)	(1.97)	(120)	(55.8)
電気・ガス・熱供給・水道業	4	377	3.0	0.80	1	25.0
电风·从外·然风帕·小足	(5)	(458)	(7.0)	(1.53)	(3)	(60.0)
情報通信業	15	2,534	29.0	1.14	5	33.3
	(16)	(2,696)	(32.0)	(1.19)	(7)	(43.8)
運輸業	35	4,324	69.0	1.60	21	60.0
度 期 未	(35)	(4,238)	(61.0)	(1.44)	(19)	(54.3)
卸売・小売業	£ 117	21,408	301.5	1.41	52	44.4
	(120)	(21,964)	(282.5)	(1.29)	(49)	(40.8)
金融•保険•不動産•	17	5,930	83.5	1.41	7	41.2
リース業	(20)	(6,168)	(90.0)	(1.46)	(8)	(40.0)
 飲 食 店・宿 泊 i	29	4,631	70.0	1.51	14	48.3
以及冶。伯伯为	(28)	(4,105)	(70.0)	(1.71)	(14)	(50.0)
医療・福祉	157	21,181	579.5	2.74	91	58.0
	(149)	(19,804)	(498.5)	(2.52)	(84)	(56.4)
教育・学習支援	紫 7	657	13.0	1.98	4	57.1
秋月・ナ白又仮:	(7)	(639)	(15.0)	(2.35)	(4)	(57.1)
複合サービス	上 12	5,242	69.0	1.32	4	33.3
	(14)	(5,319)	(64.0)	(1.20)	(5)	(35.7)
サービス業	. 87	10,217	155.0	1.52	39	44.8
ッ こ	(84)	(9,759)	(152.5)	(1.56)	(40)	(47.6)
計	726	115,327	2,147.5	1.86	386	53.2
ΠI	(723)	(113,859)	(2,021.5)	(1.78)	(370)	(51.2)
分 1/1/主し同じ			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		

注 1(1)表と同じ。

(3) 企業規模別雇用状況

企 業 規 模	企業数	法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる労働者数	障害者の数	実雇用率	法定雇用率達 成企業の数	法定雇用率達 成企業の割合
人	企業	人	人	%	企業	%
56~99	330	23,932	487.5	2.04	172	52.1
50 - 55	(339)	(24,494)	(461.0)	(1.88)	(172)	(50.7)
100~299	308	44,639	808.0	1.81	166	53.9
100 - 233	(297)	(43,436)	(738.0)	(1.70)	(149)	(50.2)
300~499	47	15,654	246.0	1.57	24	51.1
300 499	(50)	(17,064)	(275.0)	(1.61)	(28)	(56.0)
500~999	32	20,012	393.0	1.96	20	62.5
300 - 333	(25)	(14,793)	(271.5)	(1.84)	(14)	(56.0)
1,000以上	9	11,090	213.0	1.92	4	44.4
1,000以上	(12)	(14,072)	(276.0)	(1.96)	(7)	(58.3)
計	726	115,327	2,147.5	1.86	386	53.2
рl	(723)	(113,859)	(2,021.5)	(1.78)	(370)	(51.2)

注 1(1)表と同じ。

(4) 法定雇用率未達成企業の状況

	法定雇用率		不	Ę	2	数		左のうち障害
企業規模	未達成企業 の数	0.5人 又は1人	1.5人 又は2人	2.5人 又は3人	3.5人以上 5人以下	5.5人以上 9.5人以下	10人以上	者の数が0人 である企業数
56~99人	158	158	-	-	-	-	1	158
30, ~997	(100.0%)	(100.0%)	-	-	-	-	-	(100.0%)
100~299人	142	78	52	8	4	-	-	77
100 - 299)	(100.0%)	(54.9%)	(36.6%)	(5.6%)	(2.8%)	-	-	(54.2%)
300~499人	23	7	5	5	6	-	-	1
300 -433/	(100.0%)	(30.4%)	(21.7%)	(21.7%)	(26.1%)	-	-	(4.3%)
500~999人	12	5	5	0	1	1	1	0
300 - 9997	(100.0%)	(41.7%)	(41.7%)	(0.0%)	(8.3%)	(8.3%)	-	(0.0%)
1,000人以上	5	1	1	2	-	-	1	0
1,000人以上	(100.0%)	(20.0%)	(20.0%)	(40.0%)	I	-	(20.0%)	(0.0%)
計	340	249	63	15	11	1	1	236
日日	(100.0%)	(73.2%)	(18.5%)	(4.4%)	(3.2%)	(0.3%)	(0.3%)	(69.4%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

^{2 「}不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

2 地方公共団体における在職状況

(1) 県の機関(法定雇用率2.1%)

[区 分	機関数	法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる職員数	障害者の数			法定雇用率達成 機関の割合
		機関	人	人	%	機関	%
1	岩 手	4	7,371	171.0	2.32	3	75.0
		(4)	(7,431)	(165.0)	(2.22)	(4)	(100.0)
		機関	人	人	%	機関	%
2	全 国	156	303,351	7,598.5	2.50	148	94.9
		(160)	(315,993)	(7,825.0)	(2.48)	(155)	(96.9)

- 注1 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧 除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
 - 2 「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
 - 3 ()内は平成21年6月1日現在の数値である。 なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 市町村の機関(法定雇用率2.1%)

区分		法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる職員数	障害者の数			法定雇用率達成 機関の割合
	機関	人	人	%	機関	%
岩 手	45	10,938	249.0	2.28	42	93.3
	(48)	(11,272)	(221.0)	(1.96)	(40)	(83.3)
	機関	人	人	%	機関	%
全 国	2,372	939,759	22,547.5	2.40	2,098	88.4
	(2,448)	(946,950)	(22,417.5)	(2.37)	(2,146)	(87.7)

注 2(1)表と同じ。

(3) 法定雇用率2.0%が適用される県等の教育委員会(法定雇用率2.0%)

区分	` }	機関数	法定雇用障害者 数の算定の基礎 障害者の数 となる職員数		実雇用率		法定雇用率達成 機関の割合
		機関	人	人	%	機関	%
岩	手	2	9,640	163.0	1.69	1	50.0
		(2)	(9,781)	(145.0)	(1.48)	(1)	(50.0)
		機関	人	人	%	機関	%
全国	国	130	628,850	11,212.0	1.78	79	60.8
		(138)	(634,186)	(10,921.0)	(1.72)	(75)	(54.3)

注1 2(1)表と同じ。

^{2 「}法定雇用率 2.0%が適用される県等の教育委員会」とは、県教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

3 地方独立行政法人等(法定雇用率2.1%)

区分	法人数	法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数	障害者の数			法定雇用率達成 法人の割合
	法人	人	人	%	法人	%
岩 手	2	271	4.0	1.48	1	50.0
	(2)	(271)	(3.0)	(1.11)	(1)	(50.0)
	法人	人	人	%	法人	%
全 国	82	30,342	574.0	1.89	50	61.0
	(60)	(21,943)	(365.0)	(1.66)	(39)	(65.0)

注 1(1)表と同じ。

(参考) 障害種別雇用状況

			身体障害	害者の数	
区分	障害者の数	a.重度身体障 害者	b.重度身体障 害者である短 時間労働者	c.重度以外の 身体障害者	計 a ×2+b+c
岩 手	人 2,147.5	人 388	人 30	人 634	人 1,440
	(2,021.5)	(368)	(23)	(626)	(1,385)
	人	人	人	人	人
全 国	342,973.5	76,575	5,007	113,638	271,795
	(332,811.5)	(75,396)	(4,443)	(113,031)	(268, 266)

	()/	. , ,	()/	()/			
		知的障害	害者の数		精	神障害者の数	汝
a.重度知的障 害者		b.重度知的障 害者である短 時間労働者	c.重度以外の 知的障害者	計 a ×2+b+c	c.精神障害者	d.精神障害 者である短時 間労働者	計 c+d×0.5
	人	人	人	人	人	人	人
	146	41	308	641	51	31.0	66.5
	(157)	(20)	(257)	(591)	(35)	21.0	(45.5)
	人	人	人	人	人	人	人
	11,836	1,929	35,636	61,237	8,542	2,799.0	9,941.5
	(10,935)	(1,646)	(33,319)	(56,835)	(6,679)	2,063.0	(7,710.5)

注 1(1)表と同じ。

1 民間企業における雇用状況の推移

(各年6月1日現在)

		—————————————————————————————————————	手				全	国	<u> </u>	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
年	企業数	法定雇用障害 者数の算定の基 礎となる労働者 数	障害者の数	実雇用率	法定雇用 率達成企 業の割合	企業数	法定雇用障害 者数の算定の基 礎となる労働者 数	障害者の数	実雇用率	法定雇用 率達成企 業の割合
	企業	人	人	%	%	企業	人	人	%	%
昭和60年	438	78,577	1,135	1.44	57.3	39,281	13,390,030	168,276	1.26	53.5
61年	455	50,055	1,155	1.44	56.7	39,732	13,562,883	170,247	1.26	53.8
62年	453	81,184	1,167	1.44	54.5	40,391	13,785,807	171,880	1.25	53.0
63年	516	86,770	1,295	1.49	51.6	44,564	14,270,621	187,115	1.31	51.5
平成元年	558	93,185	1,399	1.50	51.8	46,469	14,847,892	195,276	1.32	51.6
2年	573	96,737	1,514	1.57	51.8	48,149	15,481,796	203,634	1.32	52.2
3年	595	100,527	1,578	1.57	51.9	50,784	16,226,815	214,814	1.32	51.8
4年	616	105,288	1,660	1.58	53.7	52,884	16,869,262	229,627	1.36	51.9
5年	614	107,031	1,748	1.63	55.7	53,689	17,072,450	240,985	1.41	51.4
6年	612	107,814	1,777	1.65	55.2	54,414	17,076,807	245,348	1.44	50.4
7年	635	111,603	1,826	1.64	55.6	54,537	16,982,514	247,077	1.45	50.6
8年	636	111,930	1,853	1.66	54.4	54,877	16,925,077	247,982	1.47	50.5
9年	642	115,240	1,879	1.63	52.6	55,440	16,999,645	250,030	1.47	50.2
10年	639	115,633	1,883	1.63	54.0	55,791	17,008,306	251,443	1.48	50.1
11年	727	118,683	1,941	1.64	49.7	61,113	17,108,973	254,562	1.49	44.7
12年	727	118,328	1,938	1.64	49.4	60,651	16,914,715	252,836	1.49	44.3
13年	693	114,803	1,882	1.64	48.1	61,115	16,936,056	252,870	1.49	43.7
14年	697	108,506	1,797	1.66	48.2	60,938	16,749,384	246,284	1.47	42.5
15年	692	107,430	1,721	1.60	46.7	61,025	16,748,964	247,093	1.48	42.5
16年	757	113,757	1,838	1.62	45.4	63,993	17,667,306	257,939	1.46	41.7
17年	737	113,412	1,916	1.69	46.5	65,449	18,091,871	269,066	1.49	42.1
18年	725	113,468	1,897.0	1.67	46.1	67,168	18,652,344	283,750.5	1.52	43.4
19年	738	114,324	1,961.5	1.72	50.3	71,224	19,504,649	302,716.0	1.55	43.8
20年	743	116,503	2,031.0	1.74	48.7	73,042	20,499,012	325,603.0	1.59	44.9
21年	723	113,859	2,021.5	1.78	51.2	72,328	20,441,198	332,811.5	1.63	45.5
22年	726	115,327	2,147.5	1.86	53.2	71,830	20,356,456	342,973.5	1.68	47.0

注「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計である。

~昭和62年

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

昭和63年~平成4年

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント) 知的障害者

平成5年~平成17年

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)

重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)

精神障害者

重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者 (精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)

2 県の機関の状況(法定雇用率2.1%)

	法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
	人	人	%	人	
知事部局	3,877	95.0	2.45	0.0	
医療局	3,103	69.0	2.22	0.0	
企業局	77	0.0	0.00	1.0	
警察本部	314	7.0	2.23	0.0	
計	7,371	171.0	2.32	1.0	

- 注1 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
 - 2 「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
 - 3 「不足数」とは、「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から 「障害者の数」を減じて得た数あり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。 したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

3 市町村の機関の状況(法定雇用率2.1%)

「「「「「「「「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「」「	() () () () () () () ()	1 /0/			•
	法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
	人	人	%	人	
盛岡市	1,295	32.0	2.47	0.0	
盛岡市上下水道局	182	3.0	1.65	0.0	
盛岡市立病院	80	2.0	2.50	0.0	
宮古市	554	13.0	2.35	0.0	特例認定あり(注2)
大船渡市	324	6.0	1.85	0.0	14 1/ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
大船渡市教育委員会	92	4.0	4.35	0.0	
花巻市	600	13.0	2.17	0.0	
花巻市教育委員会	189	4.0	2.12	0.0	
北上市	408	9.0	2.21	0.0	
北上市教育委員会	171	3.0	1.75	0.0	
<u> </u>	321	10.0	3.12	0.0	
久慈市教育委員会	61	1.0	1.64	0.0	
遠野市	317	6.0	1.89	0.0	
遠野市教育委員会	56	2.0	3.57	0.0	
一関市	865	24.0	2.77	0.0	
一関地区広域行政組合	55	2.0	3.64	0.0	
一関市教育委員会	268	7.0	2.61	0.0	
陸前高田市	258	5.0	1.94	0.0	特例認定あり(注2)
釜石市	400	8.0	2.00	0.0	特例認定あり(注2)
二戸市	274	7.0	2.55	0.0	14 1/1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
八幡平市	334	10.0	2.99	0.0	特例認定あり(注2)
奥州市	796	17.0	2.14	0.0	117711111111111111111111111111111111111
奥州市総合水沢病院	63	2.0	3.17	0.0	
奥州市教育委員会	212	7.0	3.30	0.0	
季石町	243	5.0	2.06	0.0	特例認定あり(注2)
	93	2.0	2.15	0.0	117711111111111111111111111111111111111
岩手町	120	3.0	2.50	0.0	
滝沢村	298	6.0	2.01	0.0	特例認定あり(注2)
紫波町	174	3.0	1.72	0.0	14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 1
矢巾町	129	4.0	3.10	0.0	
西和賀町	139	4.0	2.88	0.0	
金ヶ崎町	122	2.0	1.64	0.0	
金ヶ崎町教育委員会	59	1.0	1.69	0.0	
平泉町	82	1.0	1.22	0.0	
藤沢町	72	2.0	2.78	0.0	
住田町	74	1.0	1.35	0.0	
大槌町	130	0.0	0.00	2.0	
山田町	159	2.0	1.26	1.0	
岩泉町	146	3.0	2.05	0.0	
NH N17. 11	110	0.0	2.00	0.0	l

	法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
	人	人	%	人	
田野畑村	57	0.0	0.00	1.0	(注3)
普代村	70	1.0	1.43	0.0	
軽米町	116	2.0	1.72	0.0	
九戸村	64	1.0	1.56		特例認定あり(注2)
洋野町	254	5.0	1.97	0.0	特例認定あり(注2)
一戸町	162	4.0	2.47	0.0	
計	10,938	249.0	2.28	4.0	

注1 2表と同じ

2 注2の機関は、特例認定を受けている。

特例認定とは、地方公共団体の機関の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、労働局長の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定一覧

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)
宮古市	宮古市教育委員会
陸前高田市	陸前高田市教育委員会
釜石市	釜石市教育委員会
八幡平市	八幡平市教育委員会
雫石町	雫石町教育員会
滝沢村	滝沢村教育委員会
九戸村	九戸村教育委員会
洋野町	洋野町教育委員会

3 田野畑村においては、7月20日現在、新規雇用により、障害者の数1.0人、実雇用率1.72%、不足数0人となっている。

4 法定雇用率 2.0%が適用される県等の教育委員会の状況(法定雇用率 2.0%)

					•
	法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
	人	人	%	人	
岩手県教育委員会	9,104	153.0	1.68	29.0	
盛岡市教育委員会	536	10.0	1.87	0.0	
計	9,640	163.0	1.69	29.0	

注 2表と同じ。

5 地方独立行政法人等の状況(法定雇用率2.1%)

	法定雇用障害者数の算定の 基礎となる労働者数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
	人	人	%	人	
公立大学法人 岩手県立大学	212	2.0	0.94	2.0	
地方独立行政法人 岩手県工業技術センター	59	2.0	3.39	0.0	
計	271	4.0	1.48	2.0	

- 注1 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
 - 2 「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
 - 3 「不足数」とは、「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から「障害者の数」を減じて得た数あり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。 したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。